

北海道告示第10290号

北海道が令和4年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年3月1日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その18)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化事業費補助金 オンラインによる手続を可能とすることで、保育士に関する手続について簡素化や効率化を図ることを目的とし、必要なシステム改修や構築等に係る費用について予算の範囲内で補助する。	児童福祉法第18条の9に規定する指定試験機関及び同法に基づく保育士の登録事務等を行う者	保育士資格取得・登録に係るオンライン手続化を実施するために必要なシステムの導入費用、リース料、工事費、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除を行う。)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども未来推進局子ども子育て支援課		
2 ひきこもり支援体制構築加速化事業 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、ひきこもり相談窓口の支援体制の構築が求められていることから、市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村に対し、環境整備に係る費用を予算の範囲内で補助する。	本別町	ひきこもり支援体制構築加速化事業に要する経費のうち次に掲げる経費 給与、職員手当等、報酬、共済費、報酬費、旅費、需要費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費、光熱水費、修繕料)、会議費、役員費(雑役員費、通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3/4	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課		

<p>3 北海道福祉・介護職員 臨時特例交付金（システム改修費分） 令和4年10月の報酬改定により福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されたことに伴うシステム改修に要する費用について、システム改修を実施する市町村に対し、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算創設に伴うシステム改修を行う市町村</p>	<p>福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算創設に伴うシステム改修に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>	<p>実績報告は要しない。</p>
--	---	---	-----------------	---	--	-------------------